

令和8年度（債務） 委託第49号 淨化センター・ポンプ場浚渫汚泥処分業務

仕様書

1 目的

本業務は、浄化センター・ポンプ場の沈殿池等を清掃する際に排出された下水汚泥（産業廃棄物・予定数量 年間300m³）を、受託者の所有する産業廃棄物処分場において、適正に処分を行うものである。

2 実施（受入れ）日時

実施（受入れ）日時について、受託者は事前に委託者と協議し、委託者が別途清掃を行う日に合わせて実施すること。

3 産業廃棄物の予定数量等一覧

番号	発生施設	住所	予定数量(m ³)
①	中部浄化センター	浜松市中央区瓜内町1825	225
②	北ポンプ場	浜松市中央区船越町28-8	3
③	中ポンプ場	浜松市中央区中央二丁目2-3-1	8
④	御前谷ポンプ場	浜松市中央区佐鳴台六丁目6-1	1
⑤	上島雨水ポンプ場	浜松市中央区上島三丁目16-1	15
⑥	湖東中継ポンプ場	浜松市中央区湖東町1039-27	48
合計			300

1日最大排出数量は約25m³である。予定数量は実数量を確約するものではない。

上記以外の施設課所管施設から排出する汚泥処分が発生する場合がある。

4 適正処理に必要な情報の提供

（1）産業廃棄物の発生工程

浄化センター・ポンプ場の流入口、沈殿池などに流入している下水中に含まれた汚泥等が沈殿、堆積したもの

（2）産業廃棄物の性状及び荷姿

含水率80%以上の汚泥

（3）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

腐敗による悪臭発生

（4）混合等により生ずる支障

無し

（5）日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

該当無し

（6）石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

該当無し

（7）委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、

その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
該当無し

(8) その他取扱いの注意事項

無し

5 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し誠実に遂行すること。
- (2) 受託者は、委託者が本業務に係る処分が行われる施設の状況及び当該廃棄物の処理状況の確認を行なう際には、これに協力すること。
- (3) 契約金の支払いは、業務完了報告書及びマニフェストD票による出来高検査後、本業務契約書に基づき月単位にて支払うものとする。

6 提出書類

- (1) 業務完了報告書（請求のつど月単位にて提出）
- (2) 廃棄物のマニフェスト（D票）
- (3) 産業廃棄物処分業許可証の写し（更新時、変更時）